

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大月町長

市町村名 (市町村コード)	大月町 (39424)
地域名 (地域内農業集落名)	大内北地区 (竜ヶ迫・内平・本村・添ノ川・馬路・田城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

- ・認定農業者、認定新規就農者:9戸
- ・主要作物:水稲、サツマイモ、果樹、ブロッコリー、シシトウ、施設野菜(ナス)等
- ・当地区は大月町の北側に位置し、露地野菜、果樹、水稲が行われている兼業地帯で、近年、葉タバコからの転換作物としてサツマイモの面積が増加している。
- ・海岸線沿の段々畑でサツマイモが栽培されヒガシヤマ(干芋)の加工が盛んだったが、近年減少傾向にある。

【地域の課題】

- ・水稲は小規模経営で高齢化が進み後継者がいない。また、大規模な露地野菜農家もいるが担い手(後継者)が不足している。
- ・農業者全体の高齢化が進み、離農する耕作者も増え、農業に携わる人が少なくなっているため、10年後には労働力不足(雇用等)が懸念される。
- ・ビニールハウスや農業機械等の老朽化が課題となっているが、農産物価格の低減や、施設・機械の高騰により更新や修繕が厳しい状況となっている。
- ・サツマイモの面積は増加してきているが、販売面で苦慮しており、販路拡大が課題である。
- ・イノシシによる鳥獣被害が多発しており、電気柵等の設置による対策が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・将来にわたって経営可能な農業を行うため、新たな作物の導入を検討し、高収益作物(サツマイモ等)の産地・販路の拡大に取り組んでいく。
- ・後継者、担い手の確保・育成のため、大規模露地農家の研修生受け入れなど受け入れ体制の確立に取り組む。また、雇用の確保や人の呼び込みを進め、規模拡大へつなげる。併せて、ヒガシヤマ加工農家の後継者育成にも取り組む。
- ・条件不利地の基盤整備や耕作条件の改善にも取り組み、大規模農家や地域内外の担い手への農地の集積、集約化を進めていく。
- ・今後、個別農家での農業機械更新が厳しくなるため、農業機械の共同利用の推進や防除用ドローンの導入など、スマート農業による省力化を検討する。
- ・中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に取り組み、農地や農道の維持管理に住民一体となって取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	183 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	183 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する。
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・露地：大規模露地農家、地域の担い手への集積、集約化を図り農地の維持管理を行う。 ・(株)わっはっはなど地域内外を問わず果樹農家の受け入れを図る。また、担い手の育成に取り組み、地区外からの耕作者の受け入れを進め、農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・小規模で作業効率の悪いほ場も多く、また、水不足問題もあるため、基盤整備が必要な地区について協議を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・経営が不安定である生産者に対して重点的に指導・支援を行い経営継続を図る。 ・地域外からの耕作者の受け入れを図る。また、地域の主要品目である施設園芸(ナス)や大規模露地農家の担い手・後継者育成に取り組む。 ・地域の担い手同士の話し合いの場を作り地域農業の後継者の育成につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業機械の共同利用や農作業受託を行う農業支援組織の設立に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、捕獲体制の構築等に取り組む。
 ③防除用ドローン、リモコン草刈機等のスマート農業機器導入による省力化に取り組む。
 ⑦多面的機能支払、中山間地域等直接支払へ取り組み、農地や農道の維持管理に住民一体となって取り組む。
 ⑨町内の鶏糞を活用し、耕畜連携を図る。